

継手専門業者の承認基準

1 承認方法

書類審査及び会社検査により承認する。

2 承認条件

- (1) 当該の承認申請年を含む過去3年間連続で、配水管口径400mm以上の耐震継手工事の施工実績（下請工事も可とする。）が毎年1件以上あり、その施工延長が同様に過去3年間で合計1.0km以上であること。

なお、承認の対象は配水管口径が400mm以上のNS、KF、S、SⅡ、U、UF、US、PI、PNの各継手である。

- (2) 会社に継手作業従事者が3名以上在籍していること。この継手作業従事者は、日本水道協会、日本ダクタイル鉄管協会等、主催の「配管技能講習会」の修了者もしくは、それと同等の技能を有していること。
- (3) 会社に建設業法による主任技術者の有資格者が1名以上在籍していること。
- (4) 継手施工に必要な工具、機具等が整備されていること。
- (5) 社内の労働安全衛生管理が適正に行われていること。
- (6) 継手に関する技術情報が、社内施工担当者全員に的確に周知できる体制であること。
- (7) 大阪市入札参加有資格会社であること。

3 提出書類

承認申請書類（各2部提出）

- (1) 承認願（新規・更新）
- (2) 誓約書
- (3) 会社組織体制表
- (4) 工事实績調書
- (5) 主任技術者実務経歴書
- (6) 継手作業従事者の実務経歴書
- (7) 上記、承認条件(2)の「配管技能講習会」等の修了証（写し）
- (8) 労働安全衛生管理体制表
- (9) 継手施工に必要な工機具類等の一覧表
- (10) 工事写真（継手作業・水圧試験等）
- (11) 会社経歴書及び会社案内
- (12) 大阪市入札参加資格証（土木工事・鋼管工事）
- (13) 継手に関する技術情報の周知体制
- (14) その他参考資料

会社検査願書類（各2部提出）

- (1) 会社検査願
- (2) 検査スケジュール表
- (3) 承認用チェック用紙
- (4) 水道局庁舎から検査場所までの交通機関（時刻表）・最寄り駅から検査場所までの詳細位置図

（但し、承認更新については、分科会の審査結果により会社検査を免除することができる。）

4 書類審査

申請書類に基づいて書類審査を行う。

5 会社検査

申請書類に基づいて会社検査を行う。

6 承認決定の方法

土木施設課（技術監理担当）へ申請のあった承認願について、分科会で承認基準に基づいて審査及び会社検査を行い、管路資材分科会各委員の決裁により承認を決定する